

令和 7 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

名古屋市中区金山一丁目 13 番 13 号
フルハシ E P O 株式会社
代表取締役 山 口 直 彦

名古屋市熱田区六番二丁目 10 番 16 号
株式会社フィニティ
代表取締役 服 部 義 彦

株式会社フィニティ（以下、「甲」といいます。）及びフルハシ E P O 株式会社（以下、「乙」といいます。）は、令和 6 年 12 月 19 日に締結し、令和 6 年 12 月 19 日開催の甲乙の取締役会において承認されました吸収分割契約書に基づき、令和 7 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を分割会社、乙を承継会社とする吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事項につき、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
令和 7 年 4 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 について
本件吸収分割は、乙が甲の全ての株式を保有しているため、少数株主により差止請求がなされることはなく、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条について
本件吸収分割は、乙が甲の全ての株式を保有し、会社法第 784 条第 1 項に規定する特別支配会社に該当するため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号により反対できる株主は存在せず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条について

甲においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号における新株予約権を発行していないため、同条に規定する新株予約権買取請求はありません。

(4) 会社法第 789 条について

甲においては、会社法第 789 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 月 10 日付官報により、本件吸収分割についての異議申述の公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条について

乙においては、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 10 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述をした債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、効力発生日をもって、甲より本件吸収分割に係る吸収分割契約書に記載された、資産、負債及びその他の権利義務を当該契約書に従い承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 7 年 4 月 1 日に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上